

石川県公報

令和5年12月1日

第13663号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○救急病院の認定 (地域医療推進室)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (同)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の休止の届出 (同)	2	○保安林の皆伐面積の限度 (同)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の休止の届出 (同)	3	○令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群）の一部変更 (水産課)	6
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3	○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	6
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (建築住宅課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3	○特定調達契約に係る入札公告 (医療対策課)	7
		○基本測量実施公告 (監理課)	9
		○公共測量実施公告 (同)	9
		○令和5年度砂利採取業務主任者試験合格者 (河川課)	9
		○都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課)	9

告 示

石川県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
恵寿歯科	七尾市桜町92-3	令和5年10月10日
ことのハートクリニック	小松市北浅井町ち27番5	令和5年11月1日
イオン薬局加賀の里店	加賀市上河崎町47-1	令和5年11月1日

石川県告示第453号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
恵寿歯科	七尾市桜町92-3	令和5年10月10日
ことのハートクリニック	小松市北浅井町ち27番5	令和5年11月1日
イオン薬局加賀の里店	加賀市上河崎町47-1	令和5年11月1日

石川県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
国民健康保険小松市民病院 粟津診療所	小松市島町カ20番地	令和5年9月30日
国民健康保険小松市民病院 大杉診療所	小松市大杉町イ98番地	令和5年9月30日
国民健康保険小松市民病院 尾小屋診療所	小松市尾小屋町チ52番地1	令和5年9月30日
いのくち内科医院	白山市井口町に98番地5	令和5年9月30日
和光苑歯科	七尾市津向町ト107-7	令和5年10月30日
青山彩光苑歯科	七尾市青山町3部22	令和5年10月30日
恵寿歯科	七尾市桜町92-3	令和5年10月30日
公益社団法人石川勤労者医療協会 訪問看護ステーション かけはし	能美市寺井町ウ84番地	令和5年11月30日

石川県告示第455号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
国民健康保険小松市民病院 粟津診療所	小松市島町カ20番地	令和5年9月30日
国民健康保険小松市民病院 大杉診療所	小松市大杉町イ98番地	令和5年9月30日
国民健康保険小松市民病院 尾小屋診療所	小松市尾小屋町チ52番地1	令和5年9月30日
いのくち内科医院	白山市井口町に98番地5	令和5年9月30日
和光苑歯科	七尾市津向町ト107-7	令和5年10月30日
青山彩光苑歯科	七尾市青山町3部22	令和5年10月30日
恵寿歯科	七尾市桜町92-3	令和5年10月30日
公益社団法人石川勤労者医療協会 訪問看護ステーション かけはし	能美市寺井町ウ84番地	令和5年11月30日

石川県告示第456号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を休止した旨の届出があった。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	休止年月日
真田医院	白山市布市1丁目131番地	令和5年9月21日

石川県告示第457号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を休止した旨の届出があった。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	休止年月日
真田医院	白山市布市1丁目131番地	令和5年9月21日

石川県告示第458号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社クスリのアオキ	白山市松本町2512番地	クスリのアオキ羽咋店 青木二階堂薬局	羽咋市石野町ト37	令和5年 11月1日

石川県告示第459号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社クスリのアオキ	白山市松本町2512番地	クスリのアオキ羽咋店 青木二階堂薬局	羽咋市石野町ト37	令和5年 11月1日

石川県告示第460号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
公益社団法人石川勤労者医療協会	金沢市京町20番5号	訪問看護ステーション かけはし	能美市寺井町ウ84番地	令和5年 11月30日

石川県告示第461号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
公益社団法人石川勤労者医療協会	金沢市京町20番5号	訪問看護ステーション かけはし	能美市寺井町ウ84番地	令和5年 11月30日

石川県告示第462号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団浅ノ川 金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番2	令和5年11月28日	令和8年11月27日
医療法人社団中央会 金沢有松病院	金沢市有松5丁目1番7号	令和5年12月1日	令和8年11月30日

石川県告示第463号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白山市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

石川県告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
白山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第465号

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部 水源かん養保安林	47.00	
奥能登西部	158.79	
中能登東部	12.34	
中能登西部	50.64	
中能登中部	40.59	
中能登南部	79.34	
富来川神代川	10.22	
羽 昨 川	69.74	
犀川大野川	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手 取 川	1,205.26	{ 国有林 341.68 民有林 863.58
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	480.76	{ 国有林 30.28 民有林 450.48
小 計	2,928.40	

奥能登東部	土砂流出防備保安林	3.22		
奥能登西部	”	1.04		
中能登東部	”	0.28		
中能登西部	”	2.84		
中能登中部	”	0.42		
中能登南部	”	6.50		
富来川神代川	”	1.66		
羽咋川	”	18.16		
犀川大野川	”	7.58		
手取川	”	5.32	{ 国有林	3.66
			{ 民有林	1.66
梯川	”	5.16	{ 国有林	5.12
			{ 民有林	0.04
大聖寺川	”	0.12		
小計		52.30		
中能登西部	干害防備保安林	1.68		
犀川大野川	”	1.32		
大聖寺川	”	0.08		
小計		3.08		
能登地区	保健保安林	132.88		
能登地区～手取川	”	65.34		
手取川	”	31.66		
手取川～福井県境	”	159.18		
小計		389.06		
合計		3,372.84		

石川県告示第466号

令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)(令和4年石川県告示第488号)の一部を令和5年11月22日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

変更後		変更前	
第3 まいわし対馬暖流系群		第3 まいわし対馬暖流系群	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
20,100トン		20,100トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県中型まき網漁業	1,600トン	石川県中型まき網漁業	5,600トン
石川県その他漁業(定置漁業等)	10,500トン	石川県その他漁業(定置漁業等)	10,500トン

石川県告示第467号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	
360号	下記区間の一部を道路区域から除外する。			南加賀土木総合事務所維持管理課
	小松市中海町八号132番2地先から 小松市中海町八号123番地先まで	15.57 ~ 78.56	85.8	

石川県告示第468号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

名称	住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社ケーズ	金沢市西金沢1丁目24	金沢市西金沢1丁目24	令和5年11月24日

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

- 購入件名及び数量
手術用顕微鏡 一式
- 調達件名の特質等
入札説明書による。
- 納入期限
令和6年3月29日
- 納入場所
石川県立中央病院
- 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 令和5年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和5年石川県告示第140号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和5年12月21日(木)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。
- (2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係 電話番号 076-231-7859

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和6年1月12日(金)午後1時30分(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年1月12日(金)午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 入札参加資格確認申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Surgical microscope 1 set
- (2) Delivery date
By 29 March 2024
- (3) Delivery place
Ishikawa Prefectural Central Hospital
- (4) Time limit of tender
1:30 p.m. 12 January 2024
- (5) Contact point for the notice
Supplies Division Ishikawa Prefectural Central Hospital
2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan
TEL 076-231-7859

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (水準測量(珠洲地区)(三次元点群データ整備))	令和5年11月20日から 令和6年1月24日まで	珠洲市

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基準点測量、水準測量、平面測量、縦断測量、 横断測量)	令和5年10月20日から 令和6年1月31日まで	白山市白山町地内

令和5年度砂利採取業務主任者試験合格者

令和5年11月10日に実施した令和5年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

受験番号

(南) 1、(津) 1

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を令和5年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和5年12月1日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
白山都市計画道路 3・5・27号金沢小松線	白山市村井町	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
加賀都市計画下水道 (加賀沿岸流域下水道(大聖寺川処理区))	加賀市大聖寺馬場町、大聖寺錦町、大聖寺関町、大聖寺今出町、大聖寺地方町、大聖寺越前町、大聖寺三ツ屋町、大聖寺中町、大聖寺神明町、大聖寺下屋敷町、大聖寺大新道、大聖寺新屋敷町、大聖寺五軒町、大聖寺中新道、大聖寺魚町、大聖寺観音町、大聖寺東横町、大聖寺本町、大聖寺八間道、大聖寺片原町、大聖寺仲町、大聖寺福田町、大聖寺鷹匠町、大聖寺法華坊町、大聖寺京町、大聖寺寺町、大聖寺山田町、大聖寺鍛冶町、大聖寺十一町、大聖寺一本橋町、大聖寺南町、大聖寺荒町、大聖寺鉄砲町、大聖寺田原町、大聖寺弓町、大聖寺金子町、大聖寺木呂場町、大聖寺菅生町、大聖寺永町、大聖寺天神下町、大聖寺藤ノ木町、大聖寺大名竹町、大聖寺耳聞山仲町、大聖寺亀町、大聖寺麻島町、大聖寺耳聞山町、大聖寺新町、大聖寺松ヶ根町、大聖寺相生町、大聖寺北片原町、大聖寺番場町、大聖寺殿町、大聖寺新組町、大聖寺上福田町、大聖寺菅生、大聖寺敷地、大聖寺岡町、大聖寺畑町、大聖寺下福田町、大聖寺東町、山代温泉、尾俣町、河南町、別所町、冨塚町、弓波町、作見町、小菅波町、大菅波町、山田町、松が丘、白山台、熊坂町、曾宇町、百々町、細坪町、幸町、南郷町、上河崎町、中代町、保賀町、加茂町、山中温泉中田町、山中温泉二天町、山中温泉長谷田町、山中温泉旭町、山中温泉上原町、山中温泉上野町、山中温泉塚谷町、山中温泉東町一丁目、山中温泉東町二丁目、山中温泉湯の本町、山中温泉富士見町、山中温泉白山町、山中温泉薬師町、山中温泉湯の出町、山中温泉本町一丁目、山中温泉本町二丁目、山中温泉栄町、山中温泉南町、山中温泉東桂木町、山中温泉西桂木町、山中温泉河鹿町、山中温泉こおろぎ町、山中温泉下谷町、山中温泉菅谷町、山中温泉加美谷台、山中温泉宮の杜一丁目及び山中温泉宮の杜二丁目	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課